

生き生き元気 夕張!

広
報

ゆうばり

No.1277 2009



- 財政再生計画に向けた検討状況..... 2
- 水道メーター検針方法が変わります..... 6
- 市営住宅について考える①..... 7



ヤットナー! ヤットナー! の掛け声に合わせ

8月8日、第25回ゆうばり夏まつりが、清水沢イベント広場で開催された。恒例の「ゆうばり囃子阿呆踊り」パレードには、11団体から320人ほどの踊り手が参加。1時間にわたり踊りを披露した。

まつりを締めくくったのは、納涼花火大会。約3000人が見守る中、花火が打ちあがるたびに、大きな歓声が上がリ、短い夏のひとときを過ごした。

財政再生計画に向けた検討状況

今年度中の策定を予定している「財政再生計画」について、現在の検討状況をお知らせします。

<財政再生計画の歳入・歳出推計（第一次集計）について>

現在の財政再建計画に記載している事業（経常経費）について、これまでの予算執行状況や今後の人口推計等を基に必要な見直し、時点修正を行ったほか、「財政再生計画」で新たに盛り込むべき事業（懸案事項経費）について、現段階での推計を行いました。

この結果、財政再建計画では平成36年までの残り15年間で約322億円（当初赤字額353億円のうち、これまでの解消分を除いた残額）の赤字解消を図ることとしていましたが、今回の推計では事業の見直し、追加に伴う歳出増加により、財政再建計画の最終年度においては赤字解消額が約172億円にとどまり、残りの約150億円が解消できない状況となるが見込まれます。

このことは、赤字が新たに増えるのではなく、毎年度の実質収支額が減少したことにより解消不足額が生じるものです。なお、この内容は、8月の市議会行政常任委員会に報告したところですが、

こうした結果を受けて、市では、歳入歳出のさらなる見直しや必要な計画期間の検討を進めることとしています。平成20年度決算に基づく財政状況を示す指標（健全化判断比率）を9月に公表した後に、これまでの取り組みを踏まえて財政再生計画の素案の検討を行い、市民の皆様にご意見を伺いたいと考えています。

<懸案事項の検討内容について>

現時点で懸案事項として整理している項目についてお知らせします。全体で102項目ですが、このうち、「財政再生計画」への反映を検討している項目は57項目です（表の区分欄に○があるもの）。

なお、下記項目には、単年度での財政再建計画の変更を行い、既に実施又は実施予定のものもあります（表の区分欄に※印があるもの）。

厳しい財政状況の中で、すべての項目を計画に盛り込むことは非常に困難ではありますが、市民の安全・安心の維持確保を図る見地から必要性及び緊急性を十分精査しながら、引き続き検討を進めていきます。

(1) 市民生活関係

番号	項目	事業内容	区分
1	住民基本台帳ネットワークシステムの機器更新	全国の自治体とネットワークを結んでいる現行システムの更新及び維持経費（空知管内6市町共同利用により実施）	○※
2	戸籍事務の電算化導入	現行戸籍記載システムのサポート打ち切り及びタイプライター製造中止に伴う戸籍の電子化導入経費	
3	暴力追放・防犯団体に対する事業費補助	団体への事業費補助	
4	交通安全市民運動推進委員会への事業費補助	委員会への事業費補助	
5	消費者相談業務	夕張消費者協会への相談業務委託経費	
6	岩見沢人権擁護委員協議会負担金	人権擁護委員法に基づき組織される協議会への負担金	○
7	札幌法務局岩見沢支局管内戸籍事務協議会負担金	札幌法務局岩見沢支局管内9市町で構成する協議会への負担金	
8	容器包装廃棄物の分別収集	リサイクル法に定める10品目の分別収集実施のための委託費の増額（現行7品目から3品目追加）	○
9	農業研修センターの維持補修	指定管理協定書に基づく建物の構造に関わるような指定	○※
10	生活館等の維持補修	管理者の負担に耐えない維持補修の実施	○※
11	生活館等の法定点検	法により定期的な実施が必要な消防設備、浄化槽等に係る点検・検査経費	
12	し尿処理場の維持補修	老朽化したし尿処理場の維持補修費の増額	○※
13	し尿処理場の建設	老朽化したし尿処理場の建設	○
14	一般廃棄物最終処分場建設	現在の埋立処分場の延命化を図りつつも、将来的に必要となる処分場の建設（調査設計費など）	○
15	富野じん芥埋立処分地の維持管理	処分場の延命化と管理の効率化を図るための維持管理費の増額	○
16	共同浴場の維持補修	建物及び機械設備等の計画的な維持補修の実施	○※
17	公衆便所維持管理	清水沢、沼ノ沢トイレの清掃委託（月1回）とネーミングライツ収入を前提とした鹿の谷トイレの開設	○※

18	非道苑の維持補修	火葬設備及び建物の計画的な維持補修の実施	○※
19	市有雲電車を更新	市が購入し、運行を民間に委託している雲電車の更新	
20	合併処理浄化槽普及促進事業	新たに浄化槽を設置する際の補助	
21	千代田三叉路花壇の整備	看板広告料収入の範囲で実施する花壇整備（苗、肥料代等）	○※
22	市内交通体系の見直し	将来的な人口減少や高齢化などを踏まえた市内バス路線のあり方の検討、及び新設路線に対する既存制度に基づく生活路線維持確保のための補助	○
23	地上デジタル放送への移行	平成23年の地上デジタル放送完全移行に向けた辺地共聴受信施設の改修経費補助（間接補助）	○

(2) 福祉関係

24	市立診療所の光熱水費負担	施設の老朽化に起因する光熱水費増大経費の負担	○※
25	夕張市立診療所改築	老朽化した市立診療所及び介護老人保健施設改築	○
26	一次救急医療体制確保のための補助	平日夜間救急及び休日救急医療に係る医師会への補助	○※
27	高齢者公共交通利用負担軽減事業（敬老乗車証）の継続	敬老乗車証による老人バス料金補助の継続（現行計画は平成21年度で終了）	○※
28	緊急通報システム電池交換	ひとり暮らしの高齢者宅に設置している装置の電池代と交換費用を市が負担	○※
29	介護保険に係る地域密着型サービス拠点整備補助事業	社会福祉法人等が小規模多機能型居宅介護事業所を整備する場合の設置者に対する間接補助（全額国費）	
30	老人福祉会館の管理運営	会館の管理運営経費に対する補助	
31	放課後児童健全育成事業（学童保育）に係る施設確保	学童保育継続実施のための施設の確保（空き教室が出ない場合）	○

(3) 教育関係

32	小・中学校の統合	小中学校統合に係る備品購入、通学バス定期代の給付及びバス待合所設置など円滑な通学体制の充実に関する経費	○※
33	幼稚園の運営継続（職員報酬など）	当面運営を継続することとした幼稚園の運営経費（現行計画は平成20年度で終了）	○※
34	A・L・T（外国語指導助手）の配属	新学習指導要領改訂による外国語指導助手の採用	○※
35	学校支援地域本部事業	地域における学校を支援する体制づくりの構築	○※
36	平和運動公園の管理運営	現在直営で実施している管理業務の見直し	
37	平和運動公園の備品更新	芝管理トラクター、サッカーゴールの更新	
38	文化スポーツセンターの管理運営	現在直営で実施している管理業務の見直し	
39	文化スポーツセンターの維持補修（照明システム、吊りロープ点検）	照明システムリニューアル、吊り物ロープの保守点検及び更新	
40	文化スポーツセンターの維持補修（ボイラー更新）	老朽化したボイラーの更新	
41	清水沢プールの管理運営	清水沢プールの管理運営経費	○※
42	奨学資金貸付事業	奨学基金を活用した無利子貸付の再開	○
43	「ことばの教室」及び「母子通園センター」の移転	若菜中央小学校内に併設していることばの教室等のゆうばり小学校への移転（経費をかけずに実施）	
44	北海道都市教育委員会連絡協議会等負担金	北海道都市教育委員会連絡協議会及び空知管内市町教育委員会連絡協議会負担金	○※

(4) 消防・防災関係

45	北海道消防広域化推進計画	広域化計画に基づき他市町との消防広域化を実施した場合の夕張市の負担経費	
46	消防体制（救急救命士養成）	救急救命士養成のための養成所への職員派遣経費	○※
47	防災備蓄品の整備	災害時に備え必要な備蓄品の計画的な整備	○※
48	緊急消防援助隊の災害派遣費用	大規模災害に係る応援派遣に要する経費（全額国費）	○※
49	消防救急無線デジタル化整備	電波法改正による平成28年までのデジタル無線整備	○
50	消防施設整備（救急車、消防車輛）	消防車輛、高規格救急自動車等の計画的な更新	○※
51	消防施設整備（庁舎維持補修）	消防分団詰所等における必要な維持補修の実施	○
52	消防施設整備（ヘリ離発着場）	消防本部機のヘリポート場の舗装工事	
53	はしご付き消防自動車オーバーホール	高層構築物の火災に対応するはしご車の計画的なオーバーホールの実施	○

(5) 産業・経済関係

54	市道富野1号線道路改良	富野1号線道路改良工事	
55	農産物処理加工施設(めろん城)売却	施設売却方法及び施設売却により生じる国庫補助金の返還	
56	第12次夕張市農業振興計画の策定	農協策定の計画と合わせた市計画の策定。(計画策定するが経費はかからない)	
57	水土里情報利活用促進事業の実施	農地情報データベース作成のための北海道水土里ネットへの負担金	
58	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業の実施	農協が事業主体として実施するメロン畑の暗渠排水、客土、区画整理等の間接補助(平成23年度まで)	○※
59	観光施設維持管理のあり方	指定管理により運営されている観光施設の修繕等の検討	
60	夕張市公設地方卸売市場のあり方	老朽化した公設地方卸売市場の今後のあり方を検討	

(6) 除雪・道路関係

61	除雪体制	除雪体制維持のための除雪経費の増額	○※
62	橋梁の点検・補修	現在ある橋梁(80橋)の点検・補修経費(将来も長く利用していくための長寿命化計画の策定及び計画に基づく補修の実施)	○※
63	土木維持管理車両の更新	現行車輛の計画的な更新	○
64	除雪車輛の更新	現行車輛の計画的な更新	○※
65	気象情報システムの再契約	災害時及び降雪期に利用する気象会社からの気象情報料等経費	
66	南清水沢清水ヶ丘住宅線の道路整備	道路維持補修の実施 (他の路線も含め既存予算での対応を検討)	
67	沼ノ沢市街線の道路整備		
68	紅葉山市街線の道路整備		

(7) 住宅・都市計画関係

69	市営住宅再編事業	再編計画に基づく老朽住宅除却及び公営住宅建設等の実施	○
70	市営住宅滞納処分事業	市営住宅料の滞り滞納者に対する明渡し訴訟実施経費	○※
71	市営住宅への火災警報器の設置	火災予防条例に基づく市営住宅への火災警報器設置	○※
72	市営住宅での地上デジタル放送の受信	市営住宅に設置している共聴施設の改修工事	○
73	特殊建築物等調査資格者講習受講	建築基準法により各施設の調査実施の資格を取得するための講習会受講経費	
74	都市計画マスタープランの作成	今後のまちづくりを進めるために必要となる都市計画マスタープランの作成	○
75	都市計画変更(用途地域の見直し)	シューパロダム完成による鹿島地区や料来のみちづくりが必要となる都市計画区域等の変更	○
76	都市計画図作成	都市計画図の印刷経費	

(8) 上下水道関係

77	水道事業の計画的な施設更新	老朽化した浄水場の更新及び連絡管整備(実施するが一般会計の負担なし)	
78	水道会計収益の確保(一般会計繰出)	水道料の福祉減免措置に伴う一般会計の負担(繰出し)の継続	○※
79	水道施設運転維持管理委託業務の見直し	平成20年4月から実施している民間委託の業務内容等の見直し(実施するが一般会計の負担なし)	
80	公共下水道事業の経営健全化	財政健全化法に基づく経営健全化計画の策定と累積債務の解消	○

(9) 税務・管財関係

81	市有財産の解体及び管理	老朽化して倒壊等の危険度の高い市有施設の解体及び解体までの危険防止等管理経費	※
82	市有財産の売却等	市有地売却のための測量調査経費	○※
83	倒産会社の建物処理	土地開発公社敷地内に放置されている老朽建物の処理問題(継続検討)	
84	収納対策強化(図書購入)	職員の資質向上を図り、徴収強化のための必要図書の購入	○※

85	収納対策強化（職員研修等）	職員の資質向上のための研修費、差押えのための必要経費、財産調査手数料	
86	クレジット、コンビニ収納関係経費	市税、国保料等をコンビニやクレジット決済で納付できる制度の整備と収納システムの導入経費	
87	滞納管理システムの更新	市税、国保料等に係る滞納管理システムの更新	○※
88	家屋評価図形計算システムの更新	固定資産の家屋評価に使用している現行システムの更新経費	
89	貸付車庫の管理収納業務委託	市が貸し付けしている車庫の維持管理と使用料の収納業務を民間へ委託	
90	貸付車庫管理システムの更新	毎月の車庫使用料口座引落データの作成などを行っている現行システムの更新経費	

(10) 行政執行・議会等関係

91	行政執行体制の確保	行政サービス維持のための適正な職員配置と処遇改善	○※
92	臨時職員等の採用	行政執行上必要最小限の臨時職員等の採用	○※
93	職員住宅の管理及び維持修繕	職員住宅に必要な修繕の実施	○※
94	本庁舎清掃業務（床磨き）	庁舎維持のための床ワックス清掃の委託（通常清掃は職員が対応）	○
95	本庁舎清掃業務（トイレ）	本庁舎のための最小限のトイレ清掃の委託（通常清掃は職員が対応）	○※
96	公用車の更新	現行車輛の計画的な更新	○
97	公会計の整備推進	新地方公会計制度に基づく財務書類4表の作成（通常業務の中で総務省改定モデルにより策定）	
98	会議録翻訳の業者委託	議会等の会議録の翻訳作業の業者委託	
99	議事堂の音響設備等の更新・委員会室録音機材の更新	議事堂マイク、録音設備機器等の更新	
100	全国市区選挙管理委員会連合会加入	委員会連合会の加入に係る負担金	
101	選挙管理委員会委員報酬の増額	委員報酬の増額見直し	
102	指定金融機関及び収納代理金融機関窓口収納手数料	指定金融機関などに対する窓口収納手数料の負担	

問合せ先 市行財政管理グループ ☎ 52-3122



キャサリン・ローレン・ベリーさん
ケイティとよんでね

外国語指導助手(ALT)が着任しました。

これから、小中学校での外国語教育の補助や国際理解教育の補助をします。

皆さんこんにちは、私はキャサリン・ローレン・ベリーです。ニックネームは「ケイティ」と言い、年齢は25歳です。アメリカのカリフォルニア州アラメダ市から来ました。アラメダ市は、サンフランシスコ近くの人口8万人ぐらいの町です。

6年間、保育士の先生をしながら、サンフランシスコ大学に通い去年卒業しました。

私は、13歳の時に初めて家族と日本に来ました。日本に来るのは今回で4回目です。

私は子どもに教えることに、強い関心と情熱があり、子どもに教えることが好きなので、五年、日本からアメリカに帰る時に、JETプロジェクトに参加して日本で、外国語の指導（外国語指導助手=A.L.T.）になりたいと思い希望しました。

夕張市に行くことを初めて聞いてとても嬉しかったです。夕張メロンは美しい所で育つと聞いていましたが、本当に美しい町で住民の方もとても親切で、夕張に住むことが出来て良かったと思います。是非、私の家族と友だちも呼びたいです。

これから教育委員会の人たち、学校の先生方と一緒に働くことや夕張の子どもたちと一緒に勉強することが、とても楽しみです。どうぞよろしくお願いします。

水道メーターの検針方法が変わります
11月から2ヶ月に1回の検針になります

水道事業の経営改善の一環として、事務事業の効率化と水道メーター検針業務費の見直しのため、水道メーターの検針を、これまでの「毎月検針」から、2ヶ月に1回の「隔月検針」に変更します。

実施時期は、11月からで、10月はメーターの検針は行いません。
今後の検針月は、奇数月で、11月、1月、3月、5月、7月、9月に変更となります。なお、料金表の改定を検討しています。

隔月検針の水道使用水量の計算方法
検針を2ヶ月ごとの実施し、計量した水道使用水量を2等分して毎月均等とみなし、1ヶ月分の料金を算定します。ただし、使用水量を2等分して、1ヶ月未満の端数が生じると、検針月分(奇数月)にその端数を加えることとなります。

水道使用水量計算例(家事用一般の場合)

【例1】
○11月検針時で20㎥使用した場合
各月(10月・11月)を均等に使用したものの(10㎥)となります。
10月の使用料金は、10㎥使用分 2.6

0.4円となります。
11月の使用料金は、10㎥使用分 2.6
0.4円となります。

【例2】
○11月検針時で21㎥使用した場合(端数が発生する例)

各月(10月・11月)均等に使用したものの(10.5㎥)ですが、端数0.5㎥は、検針月使用量(11月分)に加えます。
10月の使用料金は、10㎥使用分 2.6
0.4円となります。
11月の使用料金は、11㎥使用分 2.9
4.0円となります。

使用量	水道料金(税込)
8㎥以下	2,121円
9㎥	2,604円
10㎥	2,604円
11㎥	2,940円
12㎥	3,276円
18㎥	5,292円
19㎥	5,628円
20㎥	5,964円

水道料金は、今までどおり、「毎月」の支払いとなります。

検針日が変更となる地区

隔月検針が始まる11月から、水道検針日が変更となりますので、ご協力をお願いいたします。

4日 南部(若美町・東町・青葉町・大宮町・新光町)清水沢1・2・3丁目

- 5日 福住、社光、住初、本町1・2・3丁目、真谷地、清水沢清湖町
- 6日 本町4・5・6丁目、旭町、昭和、南部(磯南町、遠藤町、夕商町、梨水町、住ノ江町、岳見町)、南清水沢1・2丁目、沼ノ沢の一部
- 7日 平和、日吉、南清水沢3丁目
- 8日 鹿の谷東丘町、鹿の谷山手町、富野、清水沢宮前町
- 9日 鹿の谷1・2・3丁目、清水沢清榮町、沼ノ沢の一部、滝ノ上
- 10日 沼ノ沢の一部、楓
- 11日 末広1-2丁目、清水沢清陵町1区
- 12日 若葉、南清水沢4丁目、清水沢清陵町2区、紅葉山の一部
- 13日 千代田、常盤、南清水沢4丁目の一部
- 14日 清水沢清陵町3区、紅葉山の一部

水道・下水道使用水量のお知らせ

①水道番号: 999999999
②検針員: ああああ 冊 版 99-9999-999
③住所: 夕張市本町
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

④氏名: 夕張太郎 様

今回検針日/指針	前回検針日/指針	メーター検針日
平成21年11月7日	平成21年9月7日	20日

⑤今回の使用水量

水道	20㎥	下水道	20㎥
----	-----	-----	-----

⑥今回の使用水量を前月分と今月分にかけて徴収します

検針月	平成21年10月分	平成21年11月分
請求予定額	2,604円	2,604円

⑦請求予定額内訳

基本料	840円	840円
水道	2,604円	2,604円
下水	10円	10円
合計	2,604円	2,604円

⑧過去使用水量

7月	8月	9月	前年11月
8㎥	11㎥	10㎥	10㎥

⑨お問い合わせ

⑩口座振替済通知: 口座振替した通知書 送付済み

10月は、検針しませんので、請求はありません。(9月分は9月末の請求となります)
11月末から10月分(9月検針日から1ヶ月分)の請求となります。

問合せ先: 市上下水道グループ 電話 52-3152

上記金額を指定口座から振替徴収しました。
夕張市長 夕張市役所建設課上下水道グループ 連絡先 0123-52-3152(直通)

市営住宅について考える①



問合せ先
市農林建設グループ(住宅管理) ☎52-3119

現状を考え、責任のある行動を

市営住宅は、入居者の方からの使用料を主な財源として管理が行われています。

厳しい財源での管理を行っていますので、入居者の方には、必要最低限の修繕にご協力を頂いており、感謝しております。

住宅の修繕でお邪魔すると、びっくりするほど、きれいに使ってくれている方も多く、管理する側としてとても嬉しいと思います。

一方で、入居時の約束を無視して、次の人が使うことを考えずに、ひどい使い方をする方の中には見受けられます。実は、こうしたことが、管理経費

を増加させ、市営住宅全体の賃を低下させている要因の一つであります。

住宅使用料の滞納問題

住宅使用料の滞納についても同じことが言えます。支払いが苦しくなったと相談をされる方には、その状況に応じて減免を行っていますが、何の連絡もなく滞納を続ける方も多いのが現状です。

その中には、支払う意欲が全く感じられない入居者もあり、これらの対応には、多くの時間と経費を要しているのが現状です。

結局これらの費用も真面目に使用料を納めている方々の負担であることも事実です。こうした無責任な考え方を改められない限り、地域社会の秩序や住宅の質は、低下する一方であり、これは、夕張における「大きな問題である。」と言えます。

住宅を借りれば、使用料を納めることは当然であり、「納める必要はない」「滞納なんか放置しておけ」との考え方は、絶対にあつてはならないことです。

市営住宅は市民共有の財産

市営住宅は「市役所のもの」ではなく、「市民共有の財産」であり、入居者一人ひとりが、そうした意識を持って大切に使用し、使用料についても、きちんと納めることが、入居者の最低限の義務であるはずですが、

この問題は、市役所だけでは解決できません。滞納されている方、一人ひとりが「義務」「責任」について、真剣に考えて頂かなければならないことです。

こうした現状を改善しないまま、子どもたちに「負担のバトン」を渡して良いのでしょうか……



7月に実施した住宅使用料滞納相談の状況

Q1 住宅使用料を滞納している人は何人ですか。

答え 2568戸のうち、419戸に滞納があり、全体の約16%となっております。

Q2 滞納の状況を教えてください。

答え 今回の滞納相談で、新たに支払う意思確認ができた方は26名です。既に分納をしている方は55名、継続折衝(生活苦で支払えない方、支払う意欲の少ない方、

留守)している方が231名、連絡先不通(電話番号の変更、電話なし)の方が107名となっております。

Q3 どうして滞納額が増えるのですか。

答え 生活苦(失業、離別、病気など)により、仕方がない事情もありますが、数ヶ月の滞納をしたことにより、支払意欲が低下し、段々と滞納額が増えてしまい、そのまま放置されている方が多いように感じます。

公営住宅の家賃は、所得や家族構成などによって、変更するもので、所得が減れば、減免規定もあり、最大で40%の軽減が図られます。

長期滞納者の大半は、減免申請をほとんど行っておりません。また、収入申告も行わないため、最高額家賃で算定されていることから、滞納額も増えてしまっています。今回、こうした現状を改善するため、滞納相談を強化しています。

入居者の方へのお願

●公営住宅に入居されている方は、取入申告報告書は、9月11日まで必ず提出してください。

●滞納のある方は、放置せず必ず連絡をください。(土・日の相談にも対応します)

9月は高齢者福祉月間



「敬老の日」には、高齢者に対して「ねぎらいの言葉」を掛けてあげましょう。

◆高齢者囲碁・麻雀・将棋大会

□とき 9月15日10時30分

□ところ 老人福祉会館

□対象 60歳以上の方

□参加費 無料

□申込期限 9月8日

□申込・問合せ先

社会福祉協議会

☎56-6004

◆第45回夕張市老人福祉大会

□とき 9月30日 10時

□ところ 老人福祉会館

□問合せ先

夕張市老人クラブ連合会

☎56-6777

または社会福祉協議会

☎56-6004

教育委員会から

〔教育講演会〕

日常のことばひとつで、子育て・地域の子どもたちとのかかわりが楽しく変わるアドバイス

とき 9月8日 午前10時30分

ところ 清水沢小学校体育館

講師 内田玲子氏

〔家庭教育カウンスラー〕

入場料 無料

〔夕張市美術館30周年記念展〕

とき 9月1日～10月12日

午前9時30分～午後5時

ところ 夕張市美術館

入場料 大人700円

高校生500円

小中学生300円

〔清水沢地区公民館〕

〔図書コーナーの開設〕

一般書、児童書をあわせ蔵書

400冊に増やして新しくオープンします。

ところ 清水沢地区公民館1階

と第1研修室

開催日 9月10日から（月曜日

）土曜日、年末年始を

除きます）

時間 午前10時～午後5時

貸出期間 1人10冊まで14日間

※第1研修室は、公民館貸室と

併用のため、利用できない場

合があります。

問合せ先 いずれも市教育

グループ☎52-3166

第19回チャリティ

ゆうばり芸術特選

とき 9月19日 午後1時

ところ ゆうばり市民会館

入場料 1000円

問合せ先 夕張市芸術協会

事務局

佐藤☎59-7111

公衆浴場
高齢者等無料開放

敬老の日を含む2日間、公衆浴場の無料開放を行います。

◆浴場名・実施日

◎市営浴場（宮前町・清瀬）

9月21日・22日

◎市営浴場（南清・真谷地）

9月21日・23日

◎初ヶ台浴場

9月21日・22日

◎清水湯

9月20日・22日

◆対象者

65歳以上の高齢者及び小学生以下の子ども

◆方法

- ・受付（櫃台）に申出てください。
- ・対象者が介添を必要とする場合は、介添者も無料で入浴できます。
- ・実施期間内の利用回数に制限はありません。

◆問合せ先 市環境生活グループ
☎52-3108


そよ風通信

自殺予防を考える

9月10日～16日は自殺予防週間です。日本では1年間で夕張市の人口の約3倍の方（約3万人以上）が自殺で亡くなっています。経済、生活問題や健康、家庭の問題などが複雑に関係し個人の問題では片付けられない社会的な要因があります。

○自殺は思い込まれた末の死
自殺の要因は一つではありません。色々な要因が複雑に関係して、心理的に追い込まれていきます。このためその直前にはうつ病等の精神疾患を発症しており正常な判断を行うことができない状態になっていることも明らかになっています。ところが精神疾患に対する偏見はまだまだ強く、自殺を図った人が精神科医など専門機関を受診している例は少数です。

○自殺を考えている人はサインを出している
死にたいと訴えている人も心の中では「生きたい」という気持ちがある場合があります。

○自殺は防ぐことができる
自殺は「社会の努力で避けることのできる死」であるということがあります。制度や慣行の見直しや相談・支援体制の整備等社会的な取り組みでの予防が一つ、自殺のサインを早期に専門機関に結び付け、適切な治療による予防が二つめにあげられます。

サインに気づいたらまずはご相談下さい。
（相談窓口）
市福祉課保健介護グループ
☎52-3106
保健師 水澤綾子

